

日病薬認定指導薬剤師の認定申請に関するQ&A（その2）

Q 1 日本病院薬剤師会が認定する指導薬剤師がいれば受入施設になれるのでしょうか。

A 1 日本病院薬剤師会認定の指導薬剤師がいるだけでは受入施設にはなれません。受入施設からの委託を受けて実習の一部を行う協力施設にはなることができます。

実務実習受入施設になるためには、次の条件が必要となります。

1. 長期実務実習を行う病院（受入施設）は、実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠して実務実習指導を行うこと。
2. 受入施設において、実務実習モデル・コアカリキュラムの全てを実施できない場合は、学生が所属する大学の合意の下、他の施設（協力施設）への委託が可能であること。
3. 実務実習を指導する薬剤師については、受入施設において、日本薬剤師研修センターが認定する認定実務実習指導薬剤師が1名以上配置されていること。加えて、実習カリキュラムに応じて直接的に指導する他の薬剤師として、原則として日本病院薬剤師会が認定する指導薬剤師が必要数配置されていること。

Q 2 日本病院薬剤師会が認定する指導薬剤師と日本薬剤師研修センターが認定する認定実務実習指導薬剤師の違いは何でしょうか。

A 2 日本薬剤師研修センターが認定する「認定実務実習指導薬剤師」とは、学校教育法および薬剤師法の改正法案付帯決議に掲げられ、厚生労働省において、平成17年度より日本薬剤師研修センターの事業として養成が開始され、10,000人を目標にしています。薬剤師の資格を持たない学生が参加型実習を行うための条件の一つとして求められているものです。

日本病院薬剤師会が認定する指導薬剤師とは、実務実習において全ての実習内容を一人の認定実務実習指導薬剤師が指導することは非現実的ですので、実務実習の指導体制を整備し実務実習の質を確保する観点から、実習カリキュラムに応じて直接的に指導する薬剤師として配置されていることが望ましいものとして日本病院薬剤師会が認定するものです。

認定実務実習指導薬剤師と協力し合いながら指導を行う薬剤師という位置づけになります。

Q 3 振込用紙にはどのように記載したらよいのでしょうか。

A 3 記入例を下記に記載いたします。
 ゆうちょ銀行に備え付けの払込取扱票を使ってお振り込みください。

※認定申請料は、20期(平成26年4月1日以降)から3240円(認定申請料3000円+税)となります。

Q 4 1枚の振込用紙で複数名分の振り込みを行ってもよいのでしょうか。

A 4 可能です。その際には振込用紙の通信欄に認定申請者の氏名列記してください。
 また、認定申請者のリストを作成して、郵便振替払込請求書兼受領証の写しとともに認定申請書の裏面に貼付してください。さらに、リスト上には、当該認定申請書の申請者の氏名を○で囲んでください。

Q 5 各期の申請受付時期の締切りはどのように取り扱われるのでしょうか。

A 5 当会が認定申請料の入金を確認した日を受付日として取り扱います。お振り込みから入金確認まで数日かかる場合がありますので予めご了承ください。
 また、認定申請料の振り込み後は、できるだけ速やかに認定申請書をご郵送ください。